

中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令の概要

「中小企業等協同組合法施行規則」(内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令)を改正するための命令。

共済事業を行う協同組合又は協同組合連合会及び共済代理店が行う特定共済契約に関する業務についての金融商品取引法の販売・勧誘ルールの準用に関し、「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」6条による改正後の「保険業法施行規則」の規定も踏まえ、所要の事項を定める。